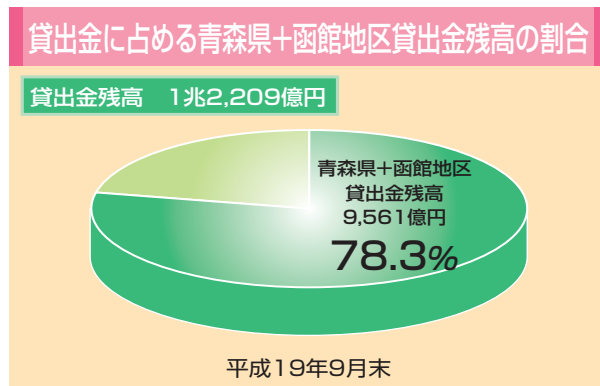
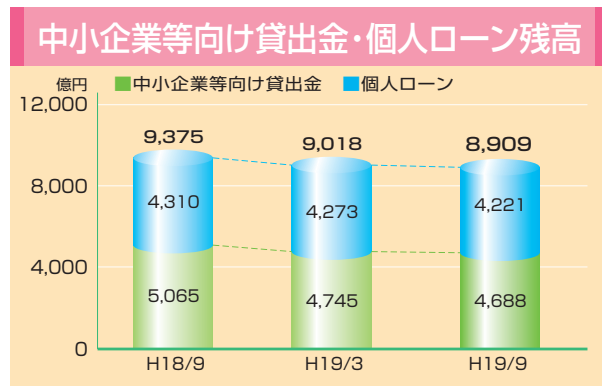
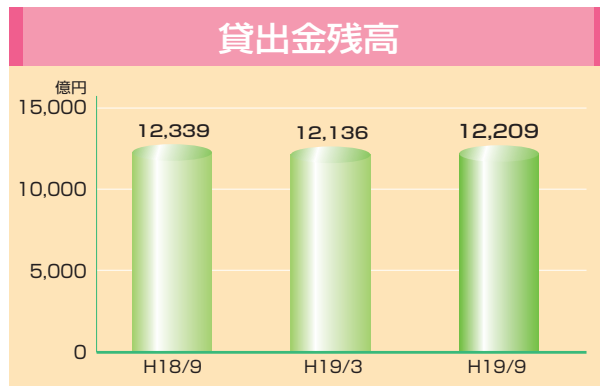


貸出金の状況

貸出金は、前年度末比73億円増加して1兆2,209億円となりました。
当行の主力営業基盤である青森県内・函館地区の貸出金残高は、全体の78.3%を占めております。



<みちのく> TOPICS

【商品ラインナップの強化】

多様化するお客さまのニーズにお応えするため、住宅ローンおよび中堅・中小企業等向け融資の商品ラインナップ強化に取り組んでおります。

<住宅ローン>

- ◆3大疾病+5つの重度慢性疾患保障付住宅ローンなど

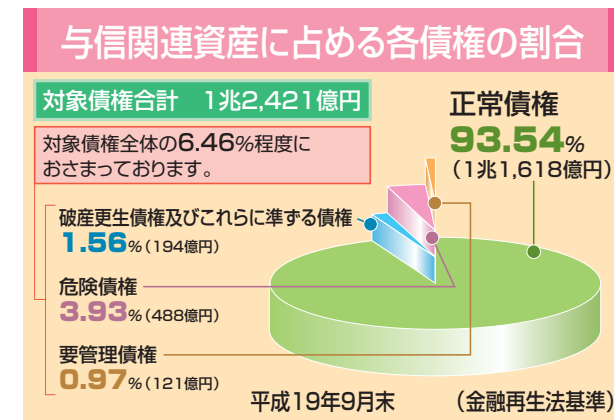
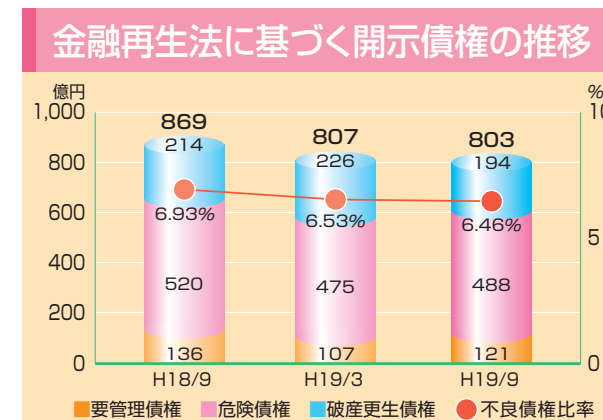
<中堅・中小企業等向け融資>

- ◆中小企業者向けみちのくビジネスローン “ふるさと応援団「地域の力（愛称）」” など

※詳細については、当行窓口へお問合せください。

資産健全化への対応

金融再生法開示債権は、前年度末比4億円減少し、対象債権に占める開示債権の比率は前年度末比0.07ポイント改善しております。今後とも不良債権の最終処理に向けた取り組みを強化するとともに、新たな不良債権の発生を抑制するため、審査・管理体制の強化を図ってまいります。



金融再生法開示債権の保全状況 (平成19年9月末)

単位: 億円

	債権額 (A)	保全額 (B)	担保保証等	貸倒引当金	保全率 (B/A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	194	194	176	18	100.0%
危険債権	488	480	343	137	98.4%
要管理債権	121	112	80	31	92.9%
計	803	786	599	187	97.9%

債権回収の危険度合いなどに応じて、次の4種類に区分しています。

- **正常債権**：財政の状態や経営成績など、特に問題のない取引先に対する債権。
- **要管理債権**：3ヵ月以上延滞債権および貸出条件を緩和した取引先に対する債権。
- **危険債権**：まだ、経営破綻には陥っていないが経営難の状態にあり、正常な返済ができない可能性の高い取引先に対する債権。
- **破産更生債権及びこれらに準ずる債権**：経営破綻状態にある取引先に対する債権。